

会計年度任用職員募集の
お知らせ
(若者支援機関専門支援員)

埼玉県県民生活部青少年課



彩の国
埼玉県

埼玉県県民生活部青少年課会計年度任用職員（若者支援機関専門支援員） 募集要領

埼玉県では、次のとおり埼玉県県民生活部青少年課に勤務する会計年度任用職員(若者支援機関専門支援員)を募集します。

1 職務内容・募集人員等

(1) 募集職種

若者支援機関専門支援員

(2) 募集人員

1名

(3) 勤務場所

埼玉県県民生活部青少年課

さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県庁衛生会館3階

(4) 職務内容

若者が抱えている困難は複雑化・深刻化しており、単一の支援機関や支援者のみで若者を支援することが難しくなっています。

そこで県では、困難を抱える若者を支援する様々な支援機関及び支援者（以下、「支援機関等」）に向けた分野横断的なスキルアップ研修の実施や支援機関等が相互に連携できるネットワークづくりに取り組んでいます。

若者支援機関専門支援員には、主に以下の職務を担っていただきます。

- ・支援機関等を対象としたスキルアップ研修会のテーマ選定、講師の依頼、会場選定、参加者募集、広報、運営、アンケート作成・集計及びその他事務作業
- ・支援機関等に対するホームページなどを活用した情報発信
- ・支援機関等との関係づくり
- ・支援機関等からの相談対応
- ・新たな支援機関等の調査・発掘 など

※当事者や家族などから直接相談を受けることは行いません。

(5) 任期

始期：令和5年4月1日以降の日で調整

終期：令和6年3月31日

勤務成績が良好で一定条件を満たした場合、再度任用されることがあります。

2 応募資格

(1) 青少年健全育成（特に困難を抱える若者への支援）に関する視点を持ち、次のアからウの要件を満たすとともに、意欲をもって職務にあたることができる人

ア 次の条件のいずれかを充足すること

- (ア) 社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、臨床心理士若しくは保健師の専門的な資格を有する人
- (イ) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学において、社会福祉、児童福祉、社会学、心理学若しくは公衆衛生看護学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した人
- (ウ) ひきこもり、ニート、不登校等の困難を抱える子ども・若者等に関する相談

- 業務等、子ども・若者支援に関わる業務の経験を概ね3年以上有する人
- イ 子ども・若者支援に関する知識・経験を有し、支援機関等の相互連携に向けて関係者との連絡調整能力を有する人
 - ウ WordやExcelなどパソコンの基本的操作ができ、かつ、ホームページ等で本県の取組を発信できるスキルを有する人

(2) 地方公務員法第16条に規定する次の欠格条項のいずれかに該当する人は応募できません。

- ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- イ 埼玉県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 勤務条件

(1) 勤務日

週4日又は週5日(原則として土曜日、日曜日、祝日、12/29～1/3を除く。)29時間

(2) 勤務時間

週4日の場合

1日7時間15分(休憩時間を除く。)

週5日の場合

週のうち2日については、1日7時間45分(休憩時間を除く。)とし、週のうち3日については、1日4時間30分(休憩時間を除く。)とする。

※1日の勤務時間、曜日及び時間帯については、県の規定及び週29時間の範囲で調整の上、決定します。

(3) 報酬

月額 167,100円～193,100円

※報酬は、学歴・経験等を考慮の上、決定します。

(4) 諸手当

期末手当：報酬月額に期別支給割合及び在職期間別割合を乗じて得た額

(5) 交通費

実費相当分を支給(県の規定による)

※通勤距離の片道が2km未満の場合等には支給されません。

(6) 社会保険

健康保険、厚生年金保険、雇用保険に加入

(7) 有給休暇：年次休暇10日(初年度)、夏季休暇4日(6月から9月の期間内)

(県の規定による。変更される場合があります。)

(8) その他

地方公務員法の以下の規定について、遵守する義務が課せられます。違反した場合は懲戒処分、分限、失職等の対象となる可能性があります。

〔 服務の根本基準、服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治行為の制限、争議行為等の禁止 〕

※ 「3 勤務条件」については、採用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合

は、その定めるところに変更します。

- ※ 令和5年度予算の成立状況等によっては、勤務条件が変更されたり、採用されなかったりする場合があります。

4 選考方法

- (1) 1次審査：提出書類による書類審査。

作文：800字程度

テーマ：「困難を抱える若者への支援のために私がやりたいこと」

ひきこもり、ニート、発達障害、虐待、貧困や不登校等、若者が抱える困難は非常に多岐にわたるものであり、また、いくつかの困難が複合的にあられ、その困難を更に複雑なものとしているケースも見られます。困難を抱える若者の社会参加を促し、あらゆる人に居場所があり、活躍でき、安心して暮らせる社会づくりのために、どのような考えで職務内容に取り組んでいきたいか、これまでの経験に関連付けて記述してください。

- (2) 2次審査：1次審査の合格者を対象に面接。

面接は、書類選考後に連絡します(3/20、22頃を予定)。詳細な日時等は追って連絡します。

- (3) 最終結果については、2次審査終了後に御連絡します。

5 提出書類

- (1) 履歴書(様式第1号)、身上書(様式第2号)

※1次審査の結果と面接の日程を連絡するため、平日の昼間に連絡が確実にとれる電話番号を記入してください。

- (2) 職務経歴書(様式任意、パソコン作成可)

- (3) 作文(様式任意、パソコン作成可)

- (4) 結果通知・履歴書等返却用封筒

結果通知及び履歴書等返却用として、定形郵便物で送付できる封筒に414円分(簡易書留料金320円、通常郵便料金94円)の切手を貼り、あらかじめ、郵送先となる自分の郵便番号、住所、氏名を記入してください。

6 申込期限等

- (1) 申込方法

応募書類を埼玉県県民生活部青少年課に直接持参するか、下記まで郵送してください。

郵送の場合は、封筒の表に「会計年度任用職員採用選考申込書在中」と朱書きしてください。(電子メール及びファックスでの応募はご遠慮ください。)

なお、選考状況によっては、早めに応募を締め切る場合がございますのでご了承ください。

- (2) 受付期間

令和5年2月28日(火)から令和5年3月13日(月)まで

※郵送の場合 3月13日(月)必着

※持参の場合 受付期間中の9時から17時まで(土曜日、日曜日、祝日を除く。)

7 応募・問合せ先

埼玉県県民生活部青少年課 企画・非行防止担当 堀口、金山
〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1 (衛生会館3階)
TEL 048-830-2905

埼玉県庁案内図



※なるべく公共交通機関をご利用下さい。(JR浦和駅西口から徒歩約10分)